

經濟論叢

第七十七卷 第一號

- 住民税の問題點……………神戸 正 雄…（ 1 ）
- 資本主義より労働主義へ……………作 田 莊 一…（ 14 ）
- ケインズの一般理論について……………柴 田 敬…（ 33 ）
- 中國農業金融の蹤跡……………德 永 清 行…（ 44 ）
- アメリカ經濟管見……………堀 江 保 藏…（ 63 ）
- ラダイツ批判……………穗 積 文 雄…（ 80 ）
- 恐慌と地代……………鶴 嶋 雪 嶺…（ 98 ）
- ベンサムの功利主義體系……………山 下 博…（ 113 ）
-

[昭和三十一年一月]

京 都 大 學 經 濟 學 會

中國農業金融の蹤跡

——信用合作社の生成機縁——

德 永 清 行

一 農業合作化の課題

中國農村における新しい經濟建設がどのように行われていくであろうかについては廣く關心が寄せられているところである。東亞ニュースの報道によれば、中央委員會は昨年十月上旬から中旬にかけて、第六回擴大全體會議（六中全會）を開いて農業合作化問題を検討した。それより少しさき、七月三十一日に毛澤東主席が全國の各省市區黨委員會書記の合同會議で行つた農業合作化問題に關する報告も、六中全會のところに公表された。中國の農業合作化運動には早くから相當の實績があり、この運動の進展のためには努力も拂われ續けていた。しかしこのたびの合作化運動についての公表は、それに若干の危機が伴つてゐることを指摘するものであるとみられており、中國農村問題に一段と注意が拂われることになつた。

農村合作化運動のゆるみという點は國務院農業部長の報告によれば農業合作社の擴大が急速に行われたといふところに根本の原因があるようであり、ことに五ヶ年計畫の工業重點主義は農民が農耕を放棄する傾向を伴つたとも

傳える。およそあらゆる事象には陰陽が伴い勝ちであるのはやむを得ない。農民購買力が五ヶ年計畫では一九五二年の計畫當初より二倍に増加するとの推計も行われてはいるが、いわば工業化の重點主義が經過的には農業問題へのシツ寄せになる場合も免れぬであろう。中國農村の合作化は原計畫によれば一九五六年までに農村生産合作社を百五十萬社に伸ばし、五七年春には三百萬社にまで増加させる予定であつた。もつとも一九五三年の中國共產黨執行委員會においては一九五七年末までに八十萬社であつたが、その後の進展に應じ期待が高くなつたという。従つて五七年には全國の半數以上の農家が組織されるわけであつた。

しかるに現實においては合作社の發展を一時的に停止し、今春、六十五萬社に達した既設社の整備強化に重點を置くことになり、明年の目標を百萬社に引き下げた。かかる目標の引き下げは實際上の困難から生じたものである。由來中國の農村合作社運動は期待されていただけに注目される。合作社の動向が増産に貢獻しなかつたためであらうが、數的な發展が一應制限されたとしても、その質的な充實がそこに織り込まれていくならば、合作社本然の進展には支障をもたらずことにはならぬであろう。²⁾ここでは信用合作に生成すべくして機運の熱しいままに今日に及んだ過ぎし頃よりの記録を回顧して、その補完されていくであろう所在を概略ながら探求する。

(1) 中共農業合作化の危機、讀賣新聞、一九五五年一〇月二十八日

(2) 張林池、農業増産の五ヶ年計畫、人民中國、第一〇號、一九五五年一四一—一七頁参照。中國研究所編、圖解中國の經濟六〇—六二頁、一九二頁参照。

二 信用合作社の勸奨

中國農村における災禍は古くから最大の苦惱であつたが、その原因については、種々の側面よりこれを探らなければならぬ。ここではその原因の檢索に立ち入ることをやめて、往年傳えられた農民流離の一端を見よう。かつて農民が流民化した原因はただ天災によつてのみではなかつたが、災民數測定上の一資料として、陳振鷲なる人の調査によれば、その災民數とその原因を次のように記録している。その出所は南京中央日報、民國二十三年（一九三四年）十一月二十日としてある。

民國十六年	華中水害	九百萬人
十七年	西北大旱害	三千四百萬人
十八年	華中水害	三千四百萬人
	西北旱害	五千四百萬人
十九年	風害蝗害	三千萬人
二十年	水害	八千萬人
二十三年	水旱害	六千萬人

この災民を分類して四種別とする。

- 一、ごく少數の都市に至り勞働者となつた者を除いては、ほとんど流民となつた。
- 二、一部分は車夫あるいは僕俵となつた。
- 三、一部分は兵となつた。

四、一部分は逃亡した。

農民の窮乏化と遊資の大量的なる都市集中は、農民の普遍的「窮」の現象と都市の奇形的「富」の現象において對立を形成したとしてこの間の事情を説明せんとする¹⁾。

この記録において當時の中國流民の動向の局面を知ることができ、流民の現象たるや天災にとどまるものでなく當時の人禍によるゆえんを追求する必要が横たわつてゐる。それは流民なるものが數字においての多少はあるとしても、流民そのものは間斷なく引續いていたという現實から來る問題である。その限りに於いて流民を一時的現象として取り扱ふことの誤謬であることを、回顧的ながら見ておかなければならない。

人禍と稱するものは往々にして外的事情にこれを求めなければならぬが、當時としては内的事情に検討すべきものが多く存在してゐたこと、さらに内的にこれを求めるとしても災亂の類においてでなく、農村問題の根本的課題として究明さるべき性質のものであつた。農民窮乏の狀況を引用することは可能であるが、ここでは具體的な事例は省略する²⁾。農村破産の實例にしてもいろいろの資料よりこれを列擧し得る。破産數の激増においても、破産原因の偏在においても、破産金額の小額においても、生活程度の低減においても、さらに農民逃亡においてもこれを取り出すことができる³⁾。

中國農村の窮迫、農民の逃亡については諸種の原因を取上げなければならぬと同様に、これが對策についてもまた區別づけることができよう。流民としての存在についての對策があり、流民防止の對策として考察すれば、對策上の消極面と積極面となるわけであるが、ともに農民負債の累増と農村高利貸の瀰漫の相互關連は農村破産を激増した。されば高利貸金融の排除は中國農村復興についての急務中の急務となるものであつた。資金の高利貸性質を

驅除するについては法律による禁止規則の制定もさることながら、もとより禁止規定は消極性のものであり、しかもこれに多くを待望し得ざる當時においては、農村金融機關の健全を確保するについて、積極性を強力に推進せしめる必要があつた。

ここに農民銀行の設立、信用合作社の勸奨のごときが登場したのであるが、直ちにこれに期待し得ざるにおいては、典當ないし合會が有効に考慮されなければならぬのであつた。これらには傳來の背景もあり、その公益的ないし扶助的性能も大きく活用され得る基調のあつたことを看過しがたい。

クレッシーの見解によれば中國の北部と中部、南部の事情には相異がある。華北の農民についての記述をそのままに華中、華南の農民について妥當なりとして確言することはできがたいことを前提とするが、ここでは次の一項を挿入しておきたい。華北の農民は出來祖先傳來の土地を守つて、窮乏の極に達しても容易に故郷を離れようとしなかつたという。華北の農民のそれは日本人よりも一段と根強いものがあるようで、しかもここには違つた性格も含まれるようである。極度に達するまでの頑張り強いが、一度故山を捨てるとなれば、思い切つて飛出したともいう。しかももとより故郷を忘れるわけではなく、この極端な二面のあることは別途に考究される必要もあるであらう。一率に簡單に信用合作社の線に沿うだけでも、その間に地域的な相異が、その生成過程に伴つたのではないであらうか。

- (1) 王承志、中國金融資本論 一九三—一九四頁。中國研究所編、圖解中國の經濟、四〇頁參照。
- (2) 王承志、前掲 一九五—一九六頁。
- (3) 宓公幹、典當論 一三一—一二二頁。

- (4) 宓公幹、前掲 二二頁。
(5) G. B. Cressy, China's Geographic Foundations, 1933, p. 5.
(6) 水野慕、黄土に咲く 一一—一二頁。

三 農業金融の系列

中國國民經濟の當時の建設課題はその中央集權の過程においても一つの現われを示していた。中央集權の完成が進捗しつつあつたといつても、農村經濟が現代國民經濟機構中に健全なる地盤を占めるに至つていなかつたことはもちろんである。中央財政の體系が遂次整備されてはいたであろうが、間接税を主體とする機構はことに關税において、農村關係の賦課が對象となつており、間接税が直接税に切りかえられぬままに、全人口の絶對多數を占めた農民層に傾いており、現代國家におけるこの種の改善が中國農村においては果されたい實狀であつた。

かかる傾向は農業金融についてもひとしく認められた。金融機構の擴充、農業金融の整備は國民經濟の確立とともに、當然並行的に考慮されるところでなければならぬ。事實中國金融機構にあつても農業金融への意圖はこれを知ることができた。まず中國農民銀行を中心として展開さるべかりし農業金融系統を一寸振返ることにしよう。¹⁾王兩桐氏その他によれば、金融機構の樹立が持つ役割を強調しており、金融機構の樹立はまず第一に金融體系の形成と銀行分業制度の確立にまつゆえんを重視した。そのうち農業金融に關する分野のみにとどめる。

農業金融は農業銀行が責を負うものとし、その任務は次のようになっていた。すなわち左の各項の改進、育成、計畫及び資金の調整と融通事項これであつた。

農民の生活に關する事項

農田の整地に關する事項

農具、肥料、桑葉等の改良に關する事項

棉種、蠶種及び稻、麥種子の改良に關する事項

菜葉の改良増植に關する事項

農場事業の補助及び育成に關する事項

農産品の運送、販賣、貯藏及び資金融通事項

合作社の設立、指導及び監督事項

農産品の價格統制事項

農産品の産額統制事項

農業一般の發展及び改良事項

農業方面預入金額の收受

農業株式債券の發行、募集及び賣さばきの經理事項

雜糧交易所の統制事項

その他水利の開發、河渠の興修、林畜産業の改進、特殊農産品の加工改造のごとき農業上の各項

重要改進事項に關するもの

さらに別途に銀行制度の確立を要請したる建議も見出される。その主張において別に特異のものを知るといふも

のではないが農業金融を重視しており、銀行制度を二大系統とし、一は普通銀行系統とし、二は農業銀行系統とした。普通銀行系統に關しては省略し、農業銀行系統に關してその傾向を代表する資料を取り出そう。

農業銀行系統としてはその中心銀行をかりに中國農民銀行とし、その系統下の銀行はみな中國農民銀行よりその金融の措置を受けることにした。この系統下に三種の銀行を配列した。

(一) 省市地方銀行 省銀行に關しては農民銀行のごとくに改め、省内各縣各地區の農民銀行は省銀行の系統に屬することにした。目的とするところは一省農民の金融を供給し、農業の資本を補助し、農業、水利、販運を改進するにあつた。農業の意義は廣く解し、穀類蔬菜から家畜並びにその產品、農業社會の小工業あるいは鄉村の土地改良その他に及ぶものとし、廣く農業範圍に概括した。各省の銀行工作は大部分を農業に向うを主要となすべきにより、省銀行を改めて農業銀行とすることに本項の主眼があつた。省銀行を農業銀行に改め、各省建設を促進せんとしたものである。市銀行は土地銀行とした。大都市の市銀行にあつては金融工作の大部分を不動産賣買となすゆえに市銀行を土地銀行となすにおいて都市の繁榮を扶助し得べしといふにあつた。

(二) 土地あるいは不動産抵當銀行 中國の銀行の發展においては、各類別の銀行が備わるようであつたが、本項の銀行は缺如していた。土地に活動性あらしめんがためには土地銀行を重要視したものである。以前においては土地建物は地方土豪あるいは地産公司の經營にかかり、商業銀行は法令に制約されながら、その資本の大部分を土地建物に投資するという状態であつて、流動資金は減少し、危険發生のおそれがあつた。ゆえにこの種の工作は土地銀行の擔任すべきところとした。この種土地銀行としては市銀行を改組するほかに、全國に大規模組織の土地銀行を設け、もつて不動産の交易及び抵當を推進せんとした。

(三) 合作銀行 中國においては舊來各省に信用合作社の組織があつた。この種合作社は往々農民銀行あるいは商業銀行をもつてその金融の調整をなすものとした。しかるに農民銀行ないし商業銀行が信用合作社に融資するところはその業務上のただ一部分にとどまるものであり、これを専ら行わんとするものではなかつた。信用合作社は鄉村に限局されるものでなく、大都市にもまた設立されるものであるから、全國的に合作銀行を設立すれば、信用合作社をもつて社員となし、合作銀行が信用合作社に金融調達を供することになり、必要に応じて中國農民銀行借入金に借換せしめ、全國的に合理的なる調達をなさんとするにあつた。

以上三種の銀行は中國農民銀行を中心となし、その中樞たるものへの系統を整備して、三種銀行をこれに協力せしめ、それぞれに有機的連繫を把持せしめんとする構想であつた。

(1) 中國戦時金融政策之鳥瞰、經濟研究、第二卷第八期 一五一—一八頁。

(2) 近百年來中國之銀行、學林、第九輯 一一—一四頁。

四 新規體系の移植

中國における農業金融制度の確立という課題に對しては、前掲のような視野がくり廣げられた。このことはいわゆる先進國家の近代的ないし現代的機構の移植であり、ことに現代的というよりも一歩さか上つて近代化する資本主義國家の農業金融制度のそれにならつたものであるが、ともかくかかる過程によつて中國農村の病苦を緩和せんとするものであつた。この動向を具體的に現わして來たものが近年における中國農村に一つの特異なる現象として傳えられた。すなわち新式の農業金融體系がこれである。一代表的解説として「民國二十四年以前にあつては全國

にわずか一三、七〇七の合作社があつたのであるが、民國二十四年一ヶ年において約二倍となり、一一、五一七を加えることになつた。二十五年末に至れば全國合作社は少くとも三萬を下らないであらう」というものであつた。さらに四省農民銀行への改組による農業長期金融機關としての性質の把持、農本局の成立、商業銀行の投資増大、中華農業借款團のごときを傳えた。

農工銀行の推移として當時の事態について一べつしておけば次のような現象があつた。農工銀行の中國銀行業に占める地位は、總行の比率においては商業儲蓄銀行につき第二次となつていた。このことは民國二十二年以來の農村復興についての措置が農民銀行の創設を刺戟したと説明される場所に符合する。これが代表的存在としては中國農民銀行があり、新設としては二十六年一月桂林に廣西農民銀行（資本金三百萬元）が設置されたというところから、その機運を知ることができた。廣西農民銀行は廣西銀行農村經濟部を改組したものである。改組の理由は省銀行の業務が商工業貸付に偏重して農業方面に對しては資力不足であつたから、農民銀行を設立して農村經濟と農民生産にその使命を發揚せしめんとしたというにある。新設傾向においても合併傾向においてもその重點は商業儲蓄銀行よりこの種の銀行に移りつつあつた。¹⁾

農業銀行との關連においてさらに注意しなければならぬのは農本局の設置であつた。農業國策の強調のもとに民國二十五年（一九三六年）六月十五日農本局組織章程を公布しており、これと農民銀行との共同工作をなさしめんとした。²⁾ なお農本局それ自體の構成については考慮されるべきことがあつたけれどもここでは省略する。³⁾

以上の経過に併せてこれらの新式體系の移植ないし確立を可能とする基礎條件として、新式農業金融體系と新規の生産關係との適應いかんについて考えておく必要がある。未建設なるままにおいては新式農業金融體系が量的に

は擴大性に缺乏し、質的には在來の高利貸的性質より離脱し得ないことになるを、中國側自體の見解においても讀むことができる。

中國の農業金融問題は舊式の系統と新式の系統との交流において考究される段階にあつたのであり、その間、問題の所在を次のごとく要約している。

(一) 中國において當時展開していた新式農業金融體系は合作社組織より、長期短期貸付機關に及んでの金融體系であるが、大部分が英米獨等よりの受入れの適應いかんであつた。

(二) およそ一國の農業金融制度はその經濟機構及び生産關係との關連において存立するのであり、中國の場合のそのいかんであつた。

(三) 中國の新式農業金融制度の量的及び質的發展のいかんであつた。

一國の農業金融制度がその國民經濟體系と不可分なる關連にあるは首肯されるところであるけれども、上述の第一の觀點は當然第二、第三の觀點を包藏しているわけである。第一の條件たる國民經濟の背景を離れて新式農業金融體系を移植したとすれば、自餘の觀點は當然消極的なものとなり、積極的展開に乏しくなつて來る。しかしながら中國の當時の段階に即して以上のような觀點に制約しても、新式農業金融の道なしと斷定することもできないのであつた。それは在來のいわゆる新式農業金融制度なる既成の定型にとらわれることなく、農村自體より湧出する希望に應ずるものとして育成すれば有效適切なる措置となつたのであり、規則規範あるいは綱領標語を掲げたる從來の動向を大きく矯正するにおいて奏效するものであつた。

中國在來の農業金融においては商業高利貸金融の性質より脱し得ざるままであつたから、この點について若干補つておこう。新式農業金融が舊式のそれに代替し得るかについて、量的に新式農業金融の分野が確立し、質的に商業高利貸金融の性質にとりかわることができれば、在來の高利貸金融に懊惱せる中國農村金融の弊害は是正されたであろう。しかしただ商業高利貸金融が減退するというだけでは、中國農村金融にとつては積極的改進改善ではなく、むしろ消極的退嬰が考えられることになつた。中國農村經濟において在來の商業高利貸金融が高利をむさぼることが可能である限りにおいては、農村經濟は病患にわずらわされているとはいへ、いまだその疾患は事態窮迫を極めるには若干の距離があつたわけである。もし病態癒えざるままに、商業高利貸金融の減退となることは、それは現象としての狭少化であるとしても、農村經濟の更生を反映するものとはならなかつた。新式農業金融制度の樹立が政策上の意圖として實現し得ざる段階においては、農業金融の形式的擴大は措いて、實質的改善のために、農村自體に興起するものへのその重點が集中さるべきであつた。

- (1) 盛蕙傑、戰時中國銀行業務動態 一七七一—一七九頁。
- (2) 盛蕙傑、前掲 一九〇頁。
- (3) 日本銀行調査局、海外經濟彙報 昭和十一年一〇月號。
- (4) 中國農村經濟研究會、中國土地問題和商業高利貸 二一九頁。
- (5) 改善地方金融機構辦法綱要、第九條、四聯總處擴大農業貸款範圍、中國農民銀行農貸新原則、中國農民銀行貸款細則、二十九年度並三十年度中央信託局、中國、交通、農民三銀行及農本局農貸辦法綱要、縣鄉銀行總行章程等參照。

五 儲蓄銀行の近接

往年における農業金融改善の意圖はその成果を見ざるままに終つたが、中國の一般金融機構自體が健全なる發達をなし得なかつたのであるから、ひとり農業金融改善のあとを實績において取り出すことは困難である。比較的に法規上においては、銀行關係はまとまつたものを殘したが、その中でも儲蓄銀行をして農業金融を奨励せしめた經過は願慮に値する。上海商業儲蓄銀行の農業貸款部設置のごときは儲蓄銀行より農村合作運動への協力であり、江蘇省農民銀行の儲蓄處設定のごときは農業銀行に儲蓄金融機能を併設したる代表的のものであつた。ただし農業金融への儲蓄銀行の協力的進出は當時の傾向であり、遂次實現しつつあつたとしても、その實績は著しいものではなかつた。

銀行制度においてこれが機能を農業金融面に擴充せんとすることは、多くはただその意圖にとどまり、現實に運營圓滑なるをあげ得たるものではない。中國の銀行制度においては農業金融を無視したものではなかつたが、諸般の事情に制約されて中國農民銀行も農本局の存在も農業金融に貢獻するのには距離があつた。

中國銀行制度の中では最も發展したのは商業銀行であつたといつても、本來、商業銀行は農業金融に關する筋合のものではない。商業銀行は奇形的推移において發展したとはいふものの、その奇形的な發達において商業銀行が農業金融の開拓に意義づけられるものは見出すことができなかった。商業銀行と農業金融との交流を打認するとしてもそれはただ經過的措施として、商業銀行よりする農業金融への便乘的協力を考察し得るにとどまる。

商業銀行はその業務規定において不動産投資を禁止せられるは、中國においても各國と一應その軌を一にするを建前とした。商業銀行の投資は處分に便宜にして回収に迅速なるを要するから、營業使用にあらざる不動産の購入、抵當貸付等を一般に禁制とする。しかるに中國の實狀は農本國であり、農業銀行への要望は多大なるにかかわらず、

専門的不動産銀行に類するものの存在が乏しかつた。商業銀行としては不動産貸付に介入したのはさらに事情を追及しなくてはならぬものがある。やむを得ざる情勢下に、商業銀行の餘力がこれに兼營的立場をとつて來たに過ぎない。

銀行法、第十一條第二項 除關於營業上必需之不動產外不得買入或承受不動產、因清償債務受領之本銀行股票應於四個月內處分受領之不動產應於一年內處分。

現實は法意の實施を阻止したものと成り、むしろ暫定的には商業銀行の不動産業務の經營を是認せしめんとするにあつたが、儲蓄銀行法では、農村金融の不備を補整せんとする内容がはつきり持たされてあつた。

ともあれ普通商業銀行の建前としては農業金融への貢獻というところを取り出し得るとしても、如上の僅かの記述によつても明示したように、極めて消極的な限界において首肯される程度である。これに比ぶれば儲蓄銀行の場合には積極的な協力に出たものと見る事ができる。

中國儲蓄銀行法については金融本來の立場から留意すべき事項があるが、ここではその特徴の一つとして農村貸付を取出すだけにした。農業金融機關の特設されざるにおいても農業金融疏通の重要視はひとしく痛感するところであつた。儲蓄銀行ないし普通銀行を見るに、それは大體の傾向として儲蓄銀行は農業長期金融業務へ、普通商業銀行は農業短期金融業務への獎勵としての意圖であつたといふことは前掲のように可能である。儲蓄銀行は儲蓄預金を吸収するものであり、期間が比較的長期なるにより、農業長期投資に適合するとして、商業銀行の貸付期限に交流せしめんとした見解の反映であらう。

農業銀行自體の機能擴充は農業金融の本則的發展を促進するが、中國經濟の實情において、農業金融機關整備の

基礎的條件に欠くところがあつたから、多くを改善しがたいままであつた。時間的にさかのぼるが中央農業實驗所が全中國一千二百餘縣にわたつて農民借入金の源泉を調査したと稱するものについてこの傾向における一資料となるべきものを見得る。

その數字は省いたが、果して實情を傳えるものであるか、いなかは明確でないとしても、ただ一視野として農民借入金の源泉を示すものとして、その大勢はそれに現われたものに一應しほることも可能であろう。借入金の源泉として農業金融制度にまつところは僅少であり、大部分は高利貸金融としての私人貸借ないし商店貸借であつた。この間に處して農業金融の改善が提唱されては來たが、事實上の借入金の低利資金は僅少の域を出でず、銀行に向つては借入金をなし得たものでも五分以下は期し得ずして、大多數の借入利率は月息五分以上ないし月息十分のものもあつたようである。農民の借入資金は大部分は日常生活、婚喪等の費用となつており、あるいは天災、租税、田租の支拂、舊債借替の補填等は費消され、土地、農具その他生産力補強の用途に仕向けられたるものが少きを傳える。しからばここに中國農民自體において自發的に對策として取り上げられるもののかんを先に觸れたように合作運動に求めよう。合作社制度の取り入れも當然顧慮さるべきではあるが、その基底に強力なるものを期待しつつもいまだ強靱なるものが當時としては生長し得なかつた。ここには幼稚であるとしても、中國の傳來の一機構として合會があり、舊來の農業金融機關としての面目を維持すべきものがあつたようにも考えられる。合作社の改造、合會の改善のごときは大きくそのころからすでに着目されるべきものであり、事實、取上げられてもいた。舊來の農業金融機關としての典當業についても、それ自體はなるほど一面においては高利貸金融の一つではあつたが、その反面においては農業金融機關として輕視しがたい効果を持つたものでもあつた。

- (1) 中國銀行法之研究、經濟研究 第一卷第七期參照。
- (2) 行政院農村復興委員會、農業金融制度論 一五九—一六〇頁。
- (3) 中央銀行經濟研究處、中國農業金融概要 八頁、二六一—二六二頁。
- (4) 中央銀行經濟研究處、前掲 二六二—二六五頁。中國農村經濟研究會、中國土地問題和商業高利貸 二五〇—二五二頁。

六 信用合作社の前途

新式金融による農村資金が農村に出路を求めんとしたことについては、さらにその分野を求め得るであろうが、農村復興が當面の目標となつていたものではなかつた。されば銀行の農村投資はそれが實現され得べき過程は農村生産關係の改良ではなく、在來の封建的性格においての出路であり、しかもその性格が高度に強化されるという仕組そのままで容易に金融緩和をなし得るものではなかつた。中國農村の復興、銀行資金の農村出路の連關はかかる方向においてはもとより緊密なるを得るものではなかつた。銀行資本の農村出路が農村救済を達成し得るためには、緊急に災厄を救済し、農民をして衣、食、住にあつても、生産手段にあつても、これを把持せしめ、土地兼併の弊を解決し、雑税を修改し、搾取關係を解決するにおいて、農村復興の第一次的條件となつたものである。かくて農民は始めて實際の利益を收得することができるといふ見解は、その大綱が當然一致するところである。

新式金融機構における農業金融は脆弱であつた。信用合作社は合作運動の旺盛となるに従い、その數は増加して來たが、農民の實情とこれが指導者の實際に照應して、その發達は急には望みがないものであつた。かつその普及状態を見るに農業倉庫についても同様のことがいわれるが、地理的に不均一であり金融中心に近いところに分布

していて、むしろ交通便なるか、または水利良好なる各縣にはあつたが、災害をこうむること重く、ために農村破産を來たし、かつその程度の甚しい地域にいきわたつていなかつた。しかも土地を持たぬ小作農や貧農は社員となる資格に缺けていたために、合作社への加入の道が開けてもいなかつた。合作社の貸付金利は高率であり、貸付期間も短期であり、かくのごとしとするならば農業貸付とはいうものの、名目にとどまり、實質上農業生産の促進に資する役割を果し得ないわけであつた。

農民貸付所は銀行の農民收取の機關として利用されることが、農業倉庫、合作社におけるよりも強かつたとしても、その貸付は擔保信用にして、これが擔保物件は一定の貯藏所に入れしめ、高率なる倉庫料を徴收し、舊式機關たる錢莊のごときにおけるとその程度が異らず、かつ手續も繁雜であつた。

新式金融機關が地理的並びに階級的に普遍的でなく、あるいは舊式金融機關に優るところ乏しい状態にあつた當時においては、これが農村における健全なる發達は短期間には期待されるべきもなかつた。しかも新式金融機關の農村進出は農村復興を眞目的としたものでなかつたから、高利貸的商業金融より脱し切れざるままに、資金の放出を農村に求めたという一連の經過においては多くの業績を残し得なかつたわけである。

農村資金が高利貸的性格を棄却し得なかつたのは中國農村についてつとにいわれたところであり、弊害は繼續しており、その改革の跡も乏しかつた。中國農村の再編成という言葉は古くから聞かれたのであるが、停滞した農業生産力の促進のためには、中國農村の獨自の機構を基礎として大きく討究されるべき課題が残つていた。農業金融は依存性を高めるのみでは解決が困難なものであり、自己に頼る以外には方途が乏しい農民にとつては農村金融組織にその自衛的性格の豊かなるものが大きく注目されるべきである。

中國にあつては華北において事物の起源が早いもの、従つて中國独自の形態を傳統とする發生が見受けられた。これに比較すれば華中、華南においては、その事象は外來の文化の影響を受けることが多かつたといわれるが、その形態の伸展には速度はむしろ早いものがあつた。農業金融に限定しても華北のそれは多分に前者の傾向を持つており、華北、華南のそれは後者の傾向にあつた。

この二つの動向の比較は中國の全般的研究における觀點であつたとともに、中國農村におけるそれについても、さらに中國農業金融についても看取されるものがあつたように思われる。華北における農業金融においては、保守的の性格があつたが、それは歴史においてしかりといわねばならぬとしても、その持續された傳統の強靱性があつた。従つて中國農村への適合性があつたともいふ。華中、華南のそれには進歩的性格が見出されるとしても、中國農村への調和という點については、考慮されるべきものが残つていたとも傳えられる。本稿においては過去の記録に従つて、主として、華北の事態と華中、華南のそれについて取交えてその考察を進めたものであるから、この點についての制約があることを一言つけ加えて置く。

今や合作社問題が新しい角度において登場している。單純に合作社を組織し、經營するという方法を改め、これを保護育成するという總合的方針がとられているようである。その方針にそつて貧農合作基金の設立とか、貸付金の利率の引下げとか、農具價格の引下げとか、貸付あるいは肥料分配の合作社員優先等の具體的措置が講じられるという。

しかしながら農業合作化運動の前途にはなお多くの困難な問題が横たわつており、合作社の經營面における隘路もいまだ開きがたきままのようでもある。折角傳統を持つ合作社がようやく軌道に乗りかけているにもかかわらず、

その内部の困亂も傳えられる。そういう性格が華南方面において現れているというのが、實情であるとしても、新中國の建設動向においては、ことさら取上げることもなく、看過して差支ないかも知れない。

中國の農業合作化は政府側の消極的な政策に對して黨中央側はむしろこの機會に積極的に急進的へと動いていくことは、對立する論據として取上げられる。數的には先に掲げたように一九五七年までには積極的な見解である黨中央によれば全國の半數以上の農家を合作化しようとするに對し、消極の見解としての國務院側の主張はそれまでに全農家の三分の一を合作化するのが精一杯であろうとする。この急進的なるべきか、漸進的なるべきかについては、中國農村の現實についての見方の相異から来る。新設合作社が一概に弱體ともいえまいが、新社には弱點も含まれているであろうし、それだからこそ中國の農村の社會主義的改造を強化するには、急速であるべきとする意見ともなつたのであろう。いずれにあつても農村主體が合作化運動に期待を持つてゐることは強味となるわけであるけれども、その速力に遲速のいかんが考えられる。將來の數的擴大に並行して合作化の質的向上は當然に整理工作として進められるのであり、ここには農業生産合作社模範規約が適用される。

ともあれこの大勢の下に過去の農村金融課題は遂次解決され、整備されていくことであろう。生産や金融の合作運動それ自體は技術的には時間を要すとしても、合作運動という社會改革が農村に主流となつてゐることは、建設工作において技術改革が主體となるに比して對照的である。

(1) 王承志、中國金融資本論一九六一—一九七頁。

(2) 福本和夫、中國農協協政策の新動向、エノノミスト 第三三年第五〇號 二二—二四頁。